平成２８年（フ）第３８８号
北九州市小倉南区徳力５丁目11番11号
破産者　株式会社コムハンズ
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５５７号
北九州市小倉北区高坊２丁目９番６号
破産者　有限会社アマゾン水族館
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９３号
佐賀県武雄市北方町大字志久1943番地13
破産者　株式会社ヤマハン
1　決定年月日　平成28年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３号
仙台市宮城野区出花１丁目15番８号
破産者　有限会社ロードラック仙台
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５５２号
仙台市宮城野区福田町南２丁目４番15号
破産者　有限会社ステップパル
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５７６号
仙台市泉区館５丁目３番地の７
破産者　有限会社向原通信
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
山形県米沢市大町４丁目６番６号、商業登記簿上の本店所在地山形県米沢市大町４丁目１番30号
破産者　株式会社あさひ不動産
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第６６号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3969番地　玉木屋コーポ101、前住所栃木県那須郡那須町大字高久甲6210番地18
破産者　若林　一也
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第３９号
千葉県館山市北条961番地の11
破産者　高梨　幸広
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第４４号
新潟県柏崎市新花町６番20号
破産者　有限会社昭和荘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
長野県中野市大字草間1162番地18
破産者　株式会社エムケーアイ
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
長野市平林１丁目13番18号
破産者　長野実業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９０６号
大阪府東大阪市高井田中１丁目１番28号
破産者　岡本　龍明
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３３号
三重県松阪市中央町457番地１
破産者　株式会社らくが・きっず
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第４３１６号
大阪市西淀川区中島１丁目３番37号
破産者　株式会社リックス
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８５６号
大阪府高石市千代田５丁目１番31号
破産者　株式会社櫻井工務店
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５７号
東京都江戸川区中央１丁目９番７－901号、開始決定時の住所東京都八王子市小比企町487番地１ロワジールⅡ202号
破産者　櫻井　正弘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
兵庫県加古川市東神吉町神吉651番地の164
破産者　ジェム新出こと　新出　孝亘
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３０５号
北九州市小倉北区明和町９番７号
破産者　株式会社セブン・アート・システム
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５８５号
北九州市八幡西区相生町１番１号
破産者　北九ネットまちづくり合同会社
1　決定年月日　平成28年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０８号
茨城県水戸市酒門町2224番地の２
破産者　有限会社Ｆｏｒｔｕｎｅ
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第５１９号
東京都八王子市鹿島17番地２　９
破産者　株式会社フォーユー
1　決定年月日　平成28年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部